

航空機業界 EDI センター メンバー募集要項

2001 年 2 月

航空機業界 EDI センター
(社)日本航空宇宙工業会

目次

1	はじめに	1
2	EDI システムの概要	3
2.1	EDI システムにおける情報交換方式	3
2.2	航空機業界標準化項目	5
3	EDI センター	7
3.1	EDI センター概要	7
3.1.1	目的	7
3.1.2	事業	7
3.1.3	メンバー	7
3.1.4	メンバーの登録	8
3.1.5	メンバーの義務	8
3.1.6	EDI センターの組織	8
3.2	EDI センター公開情報	9
3.2.1	一般及びメンバー向け公開アイテム	9
3.2.2	メンバー向け公開アイテム	10
4	EDI システムの導入手順	11
5	入会要領	13
5.1	年会費	13
5.2	入会手続き	13

参考資料

CII 標準企業コード

1 はじめに

航空機業界の受発注業務の効率化（100%電子商取引）を目的とし、航空機業界標準 EDI（Electronic Data Interchange）を実現すべく、平成11年4月から EDI 規約および EDI システムの開発と実地検証を行いました。その結果、実用化の目処がつきましたので、ここに航空機業界 EDI センター（以下 EDI センターという）を設立し航空機業界標準 EDI の普及、発展に努めることとなりました。

航空機業界標準 EDI は、航空機業界に係る発注会社と受注会社の双方で運用するものであり、適用される企業間の受発注情報の交換を、共通の EDI 規約および EDI システムにより実現するものです。航空機業界標準 EDI に参加することにより、次のようなメリットがあります。

（1）受発注業務の効率化

各社における社内業務もあわせて電子化（ペーパーレス化）することにより、社内外の一貫した受発注業務が効率化できます。

（2）受発注情報交換の即時化

紙の書類を用いた郵送や F A X による情報交換に比べて発注情報を即時に入手のうえ、受注検討を早期に実施できます。

（3）低コスト EDI の実現

インターネットと XML 技術を活用することにより、従来、一部の企業間で実施している専用回線を利用した方式と比べて、低コストで汎用性の高いシステムを実現しました。

（4）システム維持費用の削減

業界として共通のシステムを維持・管理するため、費用を低くおさえることができます。

なお、航空機業界標準 EDI に参加する場合は、当該 EDI センターのメンバーになって頂く必要があります。EDI センターは、メンバーに以下のサービスを提供します。

（1）実運用に必要なプログラムのバージョンアップが発生した場合に、バージョンアップされたプログラムを無償で入手することができます。

（2）電子メール等により EDI 活動状況、バグ通知が入手できます。

（3）標準規約、システム改修等の検討・決定に参画できます。

因みに、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社、富士重工業株式会社は平成13年4月、石川島播磨重工業は平成14年4月から航空機業界標準 EDI の運用を予定しています。

本募集要項は、航空機業界標準 EDI に賛同される企業の皆様に、当該 EDI センターに入会して頂くためのご案内として作成したものです。なお、航空機業界標準 EDI を行うためには、関係する発注会社との EDI 取引基本契約を締結している必要があります。

2 EDI システムの概要

EDI システムは、インターネットまたは電話回線を使用して、航空機業界で標準化された受発注情報を相互に交換する仕組みです。情報交換は、EDI センターより提供される EDI システムプログラムをダウンロードし利用することによって実現されます。

EDI センターについては「3 EDI センター」を参照してください。

2.1 EDI システムにおける情報交換方式

EDI システムによる受発注情報の交換は、発注側企業の EDI サーバに両者の情報が公開されることにより行われます。

発注側企業は、社内システムから発注情報を EDI サーバにアップロードすることにより受注側企業に公開し、受注側企業は、これらの発注情報をダウンロードすることにより取得できます。また受注側企業が、回答情報を EDI サーバにアップロードすることにより、発注側企業は受注側企業からの回答情報を取得します。

受注側企業が、これらの受発注情報を交換する方法として図1および表1に示すように、一括送受信方式、Web-EDI 方式、FAX/FAX-OCR 方式の3つの方式があり、これらの方式は受注側企業のニーズに応じて選択できるようになっています。

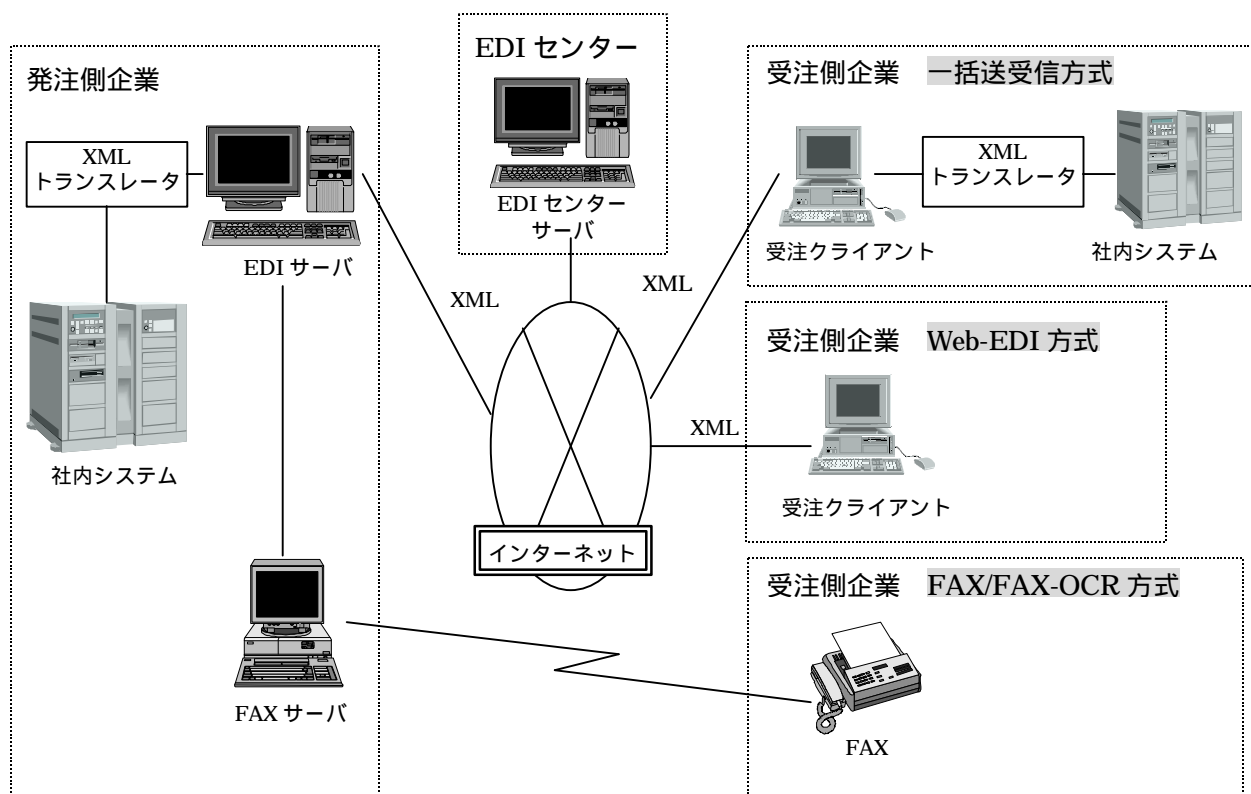


図1 EDI システムにおける情報交換方式

表1 EDIシステムにおける情報交換方式の概要

交換方式	処理内容
(1) 一括送受信方式	<p>受注側企業は、電子商取引契約を締結した発注側 EDI サーバから、必要な時に自社向けの発注情報を社内システムに一括ダウンロードします。</p> <p>また、受注側企業の社内システムで作成された XML^{*1} 形式の回答情報を、各発注側 EDI サーバへ一括アップロードします。</p>
(2) Web-EDI 方式	<p>受注側企業は、電子商取引契約を締結した発注側 EDI サーバから、必要な時に自社向けの発注情報および過去の回答済みの回答情報を、Web 技術により表示・印刷・ダウンロードできます。</p> <p>また、新規の回答情報の作成および送り込みを一連の操作で行います。</p>
(3) FAX/FAX-OCR 方式 (オプション)	<p>発注側企業は、発注側 EDI サーバから、電子商取引契約を締結した FAX を利用する受注側企業への発注情報等を、必要な時に FAX サーバへ一括ダウンロードし、順次 FAX 送信を行います。</p> <p>また、当該システムは、受注側企業からの FAX 回答を OCR^{*2} ソフトによりデータ変換後、受注側企業に確認用 FAX を送信し、受注側企業からの電話による確認入力後、発注側 EDI サーバへ回答データを自動的に送り込む仕組みとなっています。ただし、注文残高情報は、テレフォニー^{*3} による取得要求時のみ FAX 送信されます。</p>

*1 XML (extensible markup language);

Web ページを記述するためのマークアップ言語。

*2 OCR (optical character reader);

紙に書かれた文字を読み取り、文字データに変換する機能又は装置。

*3 テレフォニー ;

電話 (プッシュ回線) を使用し、サービス提供先の音声ガイダンスに従い操作をすることにより希望の処理が行える機能。

2.2 航空機業界標準化項目

EDI システムでは、情報の授受のために、標準化項目が規定されています。
受発注においてはこれら標準化項目を使用して、受発注情報の交換をします。

(1) 標準データ項目

取引に使用される標準化されたデータ項目であり、項目内容、属性（桁数）を定義したものです。

これらデータ項目を組み合わせて、各標準メッセージが構成されています。

航空機業界の標準データ項目として、275種類が定義されています。

(2) 標準メッセージ

標準データ項目の中から、当該メッセージに必要なデータ項目を抽出して構成したものです。受発注はこの単位で情報の授受を行います。

航空機業界の標準メッセージとして、以下の13種類が定義されています。

- 見積依頼情報
- 見積回答情報
- 円貨確定依頼情報
- 円貨確定情報
- 注文情報
- 注文残高確認情報
- 納期確認情報
- 納期回答情報
- 出荷情報
- 入荷情報
- 検査情報
- 検収情報
- 買掛明細情報

(3) シンタックスルール

シンタックスルールとは、EDI データの構文を規約するものであり、各社の固有ファイル（受発注データ）はこのシンタックスルールに従って XML 形式に変換して情報の授受を行います。

(4) 標準データコード

標準データ項目のうち、標準データ項目の内容をコード体系化したものです。

航空機業界の共通コードとして、52種類が定義されています。

(5) 標準納品書

納品書上に表示される標準データ項目、およびそのレイアウト等を定義し、標準納品書として設定しています。

運用方法に関しては、標準納品荷札と共に標準納品システムとして航空機業界標準 EDI 規約に定義されています。

(6) 標準納品荷札 (AA ラベル)

AA ラベル (Aerospace A-Type label) は、納品の際に現品に貼付する荷札であり、表示される標準データ項目内容と貼付面等を定義し、AA ラベルとして設定しています。

運用方法に関しては標準納品書と共に標準納品システムとして航空機業界標準 EDI 規約に定義されています。

標準化項目の具体的内容については航空機業界標準 EDI 規約 (以下 SJAC-EDI 標準規約という) をご覧ください。

3 EDI センター

3.1 EDI センター概要

EDI センターは、航空機業界の受発注業務の効率化を図るため、EDI に関連する事項の標準および標準化された EDI の普及に努めることを目的とし、(社)日本航空宇宙工業会に設置されます。

また、EDI センターではこれらの情報を広く発信するために、インターネット上にホームページを開設しています。

仮) EDI センター URL : <http://edinasw.mhi.co.jp> (~2001 年 4 月 30 日)

EDI センター URL : 未定 (2001 年 4 月に上記の仮 EDI センター URL に掲示予定)

EDI センター設置運用規則の概要を以下に示します。

3.1.1 目的

EDI センターは、航空機業界における受発注などに係る電子データ交換 (EDI) の方式の標準化を推進するとともに、標準として策定した方式 (以下「航空機業界標準 EDI 規約」という。)の維持、改善、普及等を図り、もってわが国航空機業界の受発注業務の効率化を図ることを目的とする。

3.1.2 事業

EDI センターは、前述の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 航空機業界標準 EDI 規約の作成、維持、改善及び管理
- (2) 航空機業界標準 EDI 規約を実施するために必要なソフトウェアの維持、改善及び管理
- (3) 航空機業界標準 EDI 規約の普及
- (4) 航空機業界の受発注業務の効率化又は電子データ交換の方式の標準化に関する機関、団体等との連携及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、EDI センターの目的達成に必要な事業

3.1.3 メンバー

メンバーは次の区分により登録を行うものとする。

- (1) 会員メンバー (社)日本航空宇宙工業会の会員のうち、EDI センターの目的に賛同し、その事業に協力しようとするもので、EDI センターの運営委員会に参加し、その議決に加わることができる。

- (2) 協賛メンバー (社) 日本航空宇宙工業会の会員以外で、EDI センターの目的に賛同し、その事業に協力しようとするもので、EDI センターの運営委員会に参加し、意見を述べることはできるが、その議決に加わることはできない。

航空機業界標準 EDI による受発注業務を行うために、EDI センターが管理するシステムを利用しようとするものは、EDI センターにメンバーとして登録しなければならない。

3 . 1 . 4 メンバーの登録

EDI センターにメンバーとして登録しようとするものは、EDI センターで掲示する入会申し込み画面で所定の事項を入力し、幹事会の承認を得なければならない。

EDI センターの登録を抹消しようとするものは、EDI センターで掲示する退会依頼画面で所定の事項を入力しなければならない。

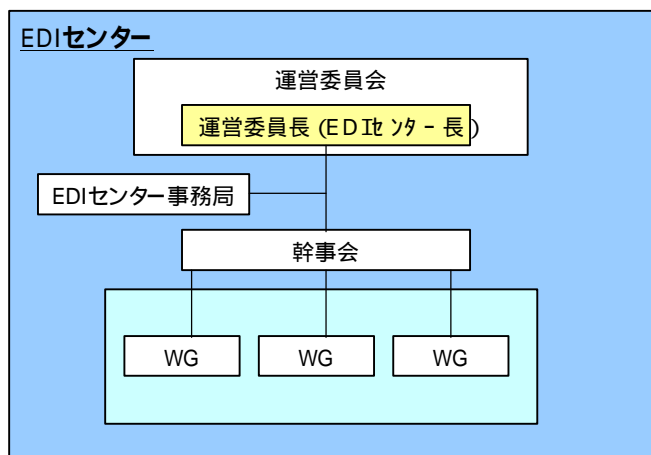
3 . 1 . 5 メンバーの義務

メンバーは、5 . 1 項に定める会費を納入しなければならない。

メンバーは、EDI センターが別途定めるソフトウェアの管理などに関する規定を守らなければならない。

3 . 1 . 6 EDI センターの組織

EDI センターに、事業の円滑な運営を図るため、次の組織をおく。



- (1) 運営委員会 …………… 会員メンバーにより構成
- (2) 幹事会 …………… EDI サーバを運用する会員メンバー及び運営委員会によって選任された者により構成
- (3) ワーキンググループ (WG) … 幹事会が委嘱する者により構成

- (4) EDI センター事務局…………… 日本航空宇宙工業会より選任されるもの
- (5) EDI 運用センター…………… 運営委員会が承認する外部委託会社

3.2 EDI センター公開情報

EDI センターのホームページにおいては、以下の情報が公開されています。

3.2.1 一般及びメンバー向け公開アイテム

(1) SJAC-EDI 標準規約

航空機業界標準化項目や運用方法等が具体的に記載されている SJAC-EDI 標準規約について閲覧及びダウンロードが可能です。

(2) 無償提供 EDI システムプログラム

EDI システムのオリジナルプログラム一覧が公開されています。

EDI システムは、「標準プログラム」と「モデルプログラム」に分別されます。

「標準プログラム」とは発注側サーバプログラムと受注側クライアントプログラムであり、EDI システムを導入する上で必ず必要となります。

「モデルプログラム」は XML トランスレータ等のオプションプログラムであり、必要に応じて使用して頂くことができます。(表 2 参照)

また、これらのオリジナルプログラムは無償で入手できます。

表 2 交換方式別使用プログラム

企業形態	交換方式	必要なプログラム
発注企業	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発注側 EDI サーバプログラム ・発注側 FAX サーバプログラム ・XML トランスレータ
受注企業	一括送受信方式	<ul style="list-style-type: none"> ・受注側クライアントプログラム ・XML トランスレータ
	Web-EDI 方式	<ul style="list-style-type: none"> ・受注側クライアントプログラム ・XML トランスレータ(任意)
	FAX / FAX-OCR 方式	なし

(3) EDI センター紹介

EDI センターの事業内容、最新情報、活動状況等が公開されています。

(4) センター入会登録

メンバー向けページへのアクセスに必要な ID/パスワードを入手するための入会申請画面

が公開されています。

(5) メンバー概要

EDI センターメンバーのメンバー区分説明、メンバー一覧等が公開されています。

3 . 2 . 2 メンバー向け公開アイテム

(1) 最新 EDI システムプログラム

バージョンアップされたプログラム一覧が公開されています。

(2) EDI 活動情報

EDI におけるトラブル状況、バグ通知、ニュースレター、FAQ 等の EDI 活動情報が公開されています。

(3) 改善提案情報

プログラム改善提案や規約変更提案の情報が公開されています。

(4) メンバー情報

EDI センターメンバーの新規登録、メンバー情報変更・退会、メンバー情報検索等が公開されています。

4 EDI システムの導入手順

EDI システムを導入して頂くためには、以下の手順に従った準備作業が必要となります。

(1) SJAC-EDI 標準規約の入手

SJAC-EDI 標準規約は、EDI センターから無償で入手できますので、まず SJAC-EDI 標準規約をご覧頂いて、EDI システムの内容を把握して頂くこととなります。

(2) CII 標準企業コードまたは SJAC 管理企業コードの取得

EDI システムを運用して頂くためには、CII 標準企業コードまたは SJAC 管理企業コードを取得する必要があります。

CII 標準企業コードは CII ((財) 日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター) が採番、管理する業界横断的な統一企業コードで、航空機業界標準 EDI システムにおいても参加企業に対して「CII 標準企業コード」取得を推奨しています。

CII 標準企業コードについては、「参考資料 CII 標準企業コード」を参照してください。

また、SJAC 管理企業コードは、EDI センターが独自に採番し無料で発行しているコードです。SJAC 管理企業コードは航空機業界内の EDI でのみ有効なコードであり、CII 標準企業コードのように他業界との EDI では使用することができません。

(3) EDI センターへのメンバー登録

EDI センターのホームページから、メンバー登録して頂きます。

メンバーとして登録されますと後日、会員専用のホームページにアクセスするためのメンバーID が電子メールにて送付されます。なお、企業名で登録していただく場合は、1 企業 - 1 メンバーID となります。

(4) EDI システムの各プログラムの入手

EDI センターのホームページから、交換方式に応じた EDI システムの各プログラムをダウンロードして頂きます。

また、希望者には有償で CD-ROM の郵送も行っています。これらのプログラムをインストールすることにより、EDI システムの運用が可能になります。

(5) 各社との個別調整、契約

発注側企業、又は受注側企業と個別に調整して頂き、受発注の契約を結んで頂くこととなります。この時、発注側企業は、取引予定先の受注側企業を識別するための、クライアント認証キーを発行し、受注側企業は取引予定先の発注側企業からクライアント認証キーを入手して受注クライアントに登録します。

また、EDI センターのホームページにおいては、登録メンバーの企業情報が閲覧できます。

(6) 取引開始

EDI システムによる、受発注取引の開始です。

5 入会要領

EDIセンターの目的に賛同し、当事業に協力していただける場合、ご入会することができます。

5.1 年会費

EDIセンターのメンバーは、表4に示す区分に合わせて年会費を納入していただきます。

年会費は、EDIセンターの運営およびEDI規約、EDIシステムの維持・改修などEDIセンター事業に用いられます。また、会費区分は、EDIシステムを使用することによる受益者負担の考え方に基づき、航空宇宙関連事業の売上金額によって区分しています。

表4 EDIセンター会費

メンバー種別	形態	カテゴリー (売上金額)	年会費	
会員メンバー / 協賛メンバー	発注会社	2,500億円以上	200口	
		500億円以上～ 2,500億円未満	100口	
		500億円未満	40口	
	受注会社	サーバ設置会社		40口
		<WEB-EDI/一括受信方式>	10億円以上	20口
			1億円以上～10億円未満	10口
			1億円未満	1口
	その他 ^{*1}		1口	

*1：発注会社とのEDI取引がない会社を示す。

注) H13年度は1口1万円

5.2 入会手続き

EDIセンターのメンバー登録を行うには、以下に示す手順により入会申請を行っていただきます。

- (1) EDIセンターのホームページの「入会登録」ボタンを押し、必要事項を入力して申請をします。
- (2) EDIセンターでの入会審査結果を示した電子メールを受信します。

- (3) 入会が認められた場合は、EDIセンターのホームページの「会員の方へ」ボタンを押し、電子メール内に標記されるユーザ ID とパスワードによりメンバー専用のホームページへ移動します。ここで、「新規会員登録依頼」ボタンにより EDIセンターへの正式なメンバー登録を行います。

この募集要項のお問い合わせ先

社団法人 日本航空宇宙工業会
C A L S 事務局

〒175-0052

東京都港区赤坂 1 丁目 1-14 東信溜池ビル 2 階

電話：03-3585-1481 FAX：03-3585-0541

ホームページ：http://www.sjac.or.jp

< 参考資料 > CII 標準企業コード

(1) CII 標準企業コードの目的

EDI を実施するには、受発注企業を特定する企業コードの利用が必要ですが、異業種も含めた EDI を考慮すると、業界横断的な統一企業コードを使用し、受発注企業を国内で一意的な存在とすることが不可欠となります。

「CII 標準企業コード」は CII ((財) 日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター) が採番・管理する業界横断的な統一企業コードで、EDI に CII シンタクスルールを採用した場合、情報の「発信者コード」、「受信者コード」等で企業コードの入力が必須となるため、当業界の EDI でも実施企業の「CII 標準企業コード」取得を推奨しています。

(2) コード体系

CII 標準企業コードは全 12 桁で、上 6 桁は企業を表すコードであり、CII から採番を受けます。下 6 桁は枝番で、内容は支店、工場等、当該企業の任意に委ねられています。

企業識別コード 6 桁	枝 番 各企業の自由採番 (最大 6 桁)

企業識別コード：6 桁固定で企業識別を表し、いかなる部分も省略を許されない。

枝 番：枝番の管理は各企業の管理とし、各企業内の部門識別等に用いられる。

(3) 登録料

標準企業コードを登録するために、登録料が必要です。登録料は、以下のようになります。

資本金 1 億円以下の場合	21,000 円 (消費税込)
資本金 1 億円越の場合	42,000 円 (消費税込)

2000 年 6 月現在

この登録料は、3 年間有効です。3 年後に更新が必要です。

なお、一度登録されたコードは、更新をしても変わることはありませんが、3 年に一度の更新をされなかった場合には、登録されたコードは抹消されます。

EDI 推進協議会 JEDIC (Japan Electronic Data Interchange Council) のホームページにて、登録されている標準企業コードおよび登録申請について閲覧ができます。

URL: <http://www.ecom.or.jp/jedic/index.htm>

EDI センター設立前の入会手続き

- (1) EDI による取引を実施する発注会社に、紙及び電子データで入会申し込みを行います。

- (2) EDI センター設立後、メンバー向けホームページへのアクセス ID/パスワードが電子メールにて送信されます。これ以降は通常手続きと同様な登録操作を行います。